

令和元年度 第10回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年1月10日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 8名 農地利用最適化推進委員 10名

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤平清子君 | 1番 渡邊通君 |
| 2番 小泉治久君 | 2番 吉田一男君 |
| 3番 柳生利幸君 | 3番 山崎明君 |
| 4番 浅野敬司君 | 4番 小見川清君 |
| 6番 島田辰男君 | 5番 小松崎秀昭君 |
| 8番 横張清彦君 | 6番 福岡みつ子君 |
| 9番 青山和泉君 | 7番 諏訪原早苗君 |
| 10番 山崎久司君 | 8番 野口裕司君 |
| | 9番 栗山繁君 |
| | 10番 大塚康夫君 |

4. 欠席委員：農業委員5番 吉田和嗣君
農業委員7番 長谷川義洋君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名
第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番柳生利幸委員・4番浅野敬司委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日12月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が45aです。譲受人の理由としては、農業経営を進める為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号2番、申請日12月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6aです。譲受人の理由としては、農業経営を進める為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。整理番号1番、2番、譲受人の自宅より1.5kmに位置し、保有農具は、草刈機1台、噴霧器1台、トラクター購入予定です。営農計画は、粟です。

整理番号3番、申請日12月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、耕作不可能な為でございます。譲受人の自宅より1.5kmに位置し、保有農具は、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台です。営農計画は、芋類です。

整理番号4番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。譲受人の自宅に隣接しており、保有農具は、トラクター1台、田植機1台、草刈機1台、軽トラック1台です。営農計画は、白菜、ブロッコリーです。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番、2番を3番柳生利幸委員、整理番号3番を4番浅野敬司委員、整理番号4番を2番小泉治久委員、お願いいたします。

3番： 整理番号1番、2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、先月指導した内容が改善され、管理休耕中の農地でした。境界についても確認し、隣地地主と問題が生じないように配慮するよう、代理人を通じ改めて指導しました。譲受人が、本申請地を取得後、必要機械を配備し、適正に管理しながら、新規就農するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、耕作中の農地で、適正に管理されておりました。また、農機具等の所有状況も確認し、問題ありませんでした。本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、休耕中の農地で、境界についても問題なく、適正に管理されておりました。本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番： 整理番号1番、2番は、先月取下げとなり、再申請の案件ですね。

事 務 局： はい、そうです。現地調査の際、籐などが生い茂り、境界が確認出来ず、取下げとなりました。

9番： 今後、途中の経過確認を実施したほうが良いですね。

事務局： はい、確認いたします。
議長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議長： 続いて、議案第2号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

整理番号1番、申請日12月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は26a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地理院平成11年5月30日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。過去、違反転用の是正指導・現状回復命令等、なしの土地です。補足としまして、申請地は、納税が滞り、昨年11月、〇〇市に差し押さえとなっております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況でありました。また、航空写真からも、非農地の状態が続いていると判断できますので、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題といたします。

整理番号1番が、農業委員4番浅野敬司委員に関連しますので、退室をお願いします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が39a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が9a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、7年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が42a、権利は賃貸借

の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、4年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が9a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が11a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が30a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

- 議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 9番： 整理番号4番の借り手は、認定農業者になっていますか。
- 事務局： はい、認定農業者の一覧にのっています。
- 9番： どういう経緯で認定農業者になったのでしょうか。
- 8番： 当時、認定審査会に出席していました。個人から法人に切り替えたのではなく、法人として、審査を受け、通っています。
- 事務局： 法人として、はじめての利用権設定です。個人で所有・賃借の農地を、法人へ移動していないので、経営規模は0となっています。
- 8番： 個人から法人へ移動をした方がいいですね。
- 会長： 事務局から、個人から法人へ農地を移動し、再申請するよう指導してください。
- 事務局： はい。指導します。
- 議 長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

整理番号4番は再申請とし、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員4番浅野敬司委員入室)

<議案第4号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議>

- 議 長： 続いて、議案第4号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてを議題といたします。
- 事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第4号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について
昨年、大分県別府市の農地転用手続きで、収賄事件が発生し、茨城県農業会議より、申し合わせ決議をするように指導がありました。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日
阿見町農業委員会

農業委員、農地利用最適化推進委員は阿見町の特別職でもあります。倫理観にのっとり活動していただきたいと思います。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年1月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

- 12月10日（火）サンクラブ意見交換会
- 12月19日（木）関東ブロック女性農業委員等研修会〔笛吹市〕
- 1月9日（木）県農 新年挨拶

②今後の予定

- 1月14日（火）～15日（水）郡協：会長・局長現地視察及び会議〔鉾子市〕
- 1月21日（火）県農：会長研修会〔水戸市〕
- 1月23日（木）産学官連携事業報告会〔杵セキ〕
- 1月29日（水）県南協研修会〔つくば市国際会議場〕
- 2月14日（金）郡協：全委員研修会及び懇親会
〔本郷ふれあいセンター、阿見ゴルフ〕
- 2月26日（木）地域の農地を生かし担い手を応援する運動〔小美玉市〕

③現地調査及び総会の予定

- 2月現地調査 2月7日（金）当番農委 5番吉田和嗣委員
当番農委 6番島田辰男委員
- 2月定例総会 2月10日（月）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時20分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印